

## 神戸市立外国人墓地の歴史的価値 —墓地を通してみる近代神戸の記憶—

戸田清子

### はじめに

神戸市の中心部、三宮から北へ約8キロメートル登ったところに再度公園がある。昭和12（1937）年に開設された再度公園は、森林・人造池を中心とした都市公園であり、市民の行楽、憩いの場として長年、親しまれてきた。

神戸市では、明治35（1902）年から再度山を含む約600ヘクタールの山域を対象に緑化事業が開始され、20種類以上の多様な樹木が植えられた。その後、神戸市は再度山の一角を六甲山自然回復の記念地区と位置づけ、昭和49（1974）年、「再度山永久植生保存地」に指定した<sup>1</sup>。

こうした緑化事業が始まった背景には、樹木の乱伐による六甲山の荒廃があげられる。開港以来、人口増加と都市化の進展により、建築資材の需要が高まったため、乱伐が行われ、六甲山の森林地帯は次第に荒廃していった。失われた六甲山の緑を再生させるため、荒れた山地に石垣が造成され、植林が行われ、自然公園としてよみがえったのが再度公園である。都市化により荒廃した六甲山地には、新たにアカマツ・クロマツ・ニセアカシアなどの樹木が植えられるとともに、豪雨による土砂災害や山火事に対応するため、公園内の修法ヶ原には貯水池が造られた。その修法ヶ原の貯水池を中心に、再度公園の北半部を占めて造成されたのが、神戸市立外国人墓地である。

神戸における外国人墓地の端緒は、幕末の動乱期、徳川幕府によって外国人居留地に隣接して設けられた小野浜外国人墓地にみることができる。開港

## 論文

後、神戸では外国人居留地の整備が進み、居留地には次々と外国商館や外国領事館が建ち並ぶようになる。その後、明治20年代以降になると、貿易の進展や神戸港の発展につれて神戸居留の外国人人口が増加し、外国人埋葬者数も増えてきたため、小野浜外国人墓地は次第に狭隘となり、新たな外国人墓地の必要性が高まっていた。

明治32（1899）年7月、改正条約の締結によって外国人居留地は日本政府に返還され、小野浜外国人墓地の管理についてもそれまでの居留地行事局から神戸市へと移されることとなる。すでに狭隘となっていた小野浜墓地の対応策として、同年、春日野外国人墓地が開設されるが、それもすぐに飽和状態となったため、新たな墓地の開設と小野浜・春日野両墓地の移転が、その後の神戸市の重要な懸案事項となっていった。

大正期から昭和初期にかけて、貿易のさらなる進展や都市化により居留外国人が増加したことにともない、新外国人墓地造営の必要性が市会で議論のほり、市会での審議・可決を経て、昭和12（1937）年、神戸市立外国人墓地の第一次造成工事が開始された。第一次造成工事は、翌昭和13（1938）年7月に神戸を襲った阪神大水害により一時中断したのち、昭和16（1941）年によく完了する。しかし、同年12月8日に勃発した太平洋戦争によって第二次造成工事に着手できないまま、戦後を迎えることとなる。

戦後の復興期においても引き続き、新たな外国人墓地の造営と小野浜・春日野両墓地の移転は神戸市の重要課題であったため、昭和27（1952）年に第二次造成工事が開始され、ようやく完成したのが、現在の神戸市立外国人墓地である。新墓地の完成後、長年の懸案であった旧墓地の移転・改葬が計画され、小野浜外国人墓地は昭和27（1952）年に、春日野外国人墓地は昭和36（1961）年に、それぞれ新設の神戸市立外国人墓地に移転されることとなった<sup>2</sup>。

小野浜・春日野両墓地に埋葬された外国人は合わせて2,000余名にのぼる。そのなかには、産業・技術などの面で近代神戸の発展に寄与した外国人も多く含まれており、彼らの足跡をたどることは、神戸における都市発展の諸相を解明することにもつながると考えられる。

本稿では、神戸における外国人墓地成立の経緯をたどり、そこに眠る人び

との足跡にもふれながら、その歴史的価値について論じていきたい。

## 1. 神戸における外国人墓地の形成

### (1) 小野浜外国人墓地の開設

慶応3年12月7日（1868年1月1日）、兵庫は、大阪（開市）とともに開港されたが、それに先だって慶応3年4月13日（1867年5月16日）、「兵庫港並大阪に於て外国人居留地を定むる取極」<sup>3</sup>が結ばれ、その第11条において、外国人墓地に関する取り極めが記された。「各人墓地之義は兵庫に於ては居留地の後の山辺（中略）に日本政府より設くへし尤地所垣墻の設けは日本政府にて致すへし掃除修復の入用は居留人の惣体にて取計へし」とあるように、当初、兵庫では外国人墓地を居留地背後の山手に設置し、その工事・費用は日本政府が負担すること、またその維持管理は居留外国人が自らの費用で行うことが定められていた。しかし、兵庫開港の2日後に幕府が崩壊したため、政治的混乱のなか、工事を中断せざるを得ない状況となる。

さらに墓地造成に関しては、開港前に急遽、外国人墓地を用意しなければならない事態が発生した。開港にあたって、兵庫港に集結していた英米艦船の乗組員のなかから4人の死者が出たためである<sup>4</sup>。「取極」の予定地における墓地の建設はまったく見込みがたっておらず、この4人の外国人を埋葬するため、幕府は、居留地の東に隣接する生田川（当時）左岸の河口付近に約2,800坪の土地を造成して、ここを墓地として提供することとなった。それが小野浜外国人墓地であり、神戸で最初の外国人墓地となった。

では、この小野浜外国人墓地とは、いったいどのような場所だったのだろうか。当時の小野浜墓地については、「1868年1月の初めごろには、まだ小野の外人墓地は荒涼としてわびしい光景であった。そこは生田川左岸の堤防下にある、むき出しのままの砂浜であった」と描写されている<sup>5</sup>。しかもその地は荒涼としているだけでなく、生田川の堤防に近い低地にあるため、「豪雨のために堤防が決壊したら、埋葬されている死者もろとも墓地が海に流されてしまう」という危険さえある場所であった。外国人側は当初の約束通り、墓地を山手に移すという提案を行事局に出し、移転を主張しつつしたが、結

局、墓地の移転は昭和27(1952)年まで待たねばならなかったのである。

表1 小野浜外国人墓地の年次別埋葬者数 (単位:人)

和 暦	西 暦	埋葬者数	和 暦	西 暦	埋葬者数
慶応3	1867	4	明治17	1884	15
明治元	1868	29	18	1885	13
2	1869	4	19	1886	16
3	1870	11	20	1887	14
4	1871	14	21	1888	17
5	1872	17	22	1889	13
6	1873	12	23	1890	12
7	1874	19	24	1891	19
8	1875	17	25	1892	22
9	1876	16	26	1893	25
10	1877	10	27	1894	26
11	1878	14	28	1895	40
12	1879	18	29	1896	28
13	1880	10	30	1897	31
14	1881	13	31	1898	27
15	1882	13	32	1899	7
16	1883	15	合 計		561

出所：(財)神戸市公園協会報告書『神戸の外人墓地』1981年、18頁。

表1は、慶応3(1867)年に小野浜外国人墓地が開設されてから、使用禁止になる明治32(1899)年までの埋葬者数を年次別に示したものである。

明治元年の埋葬者が29名を記録しているが、これには開港直後の二つの事故・事件が関係している。その一つは、慶応3年12月17日(1868年1月11日)夜、アメリカの日本派遣艦隊司令官ベル少将が副官と水兵10人を連れ、大阪の天保山沖に旗艦ハートフォードを停泊させ、ボートで安治川口に向かっていた際に転覆し、ベル少将、副官のJ. H. レイドならびに10人の水兵が溺死した事故である<sup>6</sup>。

また、二つめは「堺事件」である<sup>7</sup>。堺事件とは、1868年3月8日(明治元年2月15日)、フランス海軍司令官オワールが部下に大阪・堺間の海岸一帯

の測量を命じ、部下の水兵が堺に上陸した際に警備役の土佐藩兵と衝突し、土佐藩兵がフランスの一等少尉候補生、水夫長、三等機関兵を含む水兵11名を殺害した痛ましい事件である<sup>8</sup>。

このように、神戸・大阪（開市）の開港にともなって起こった事故・事件の犠牲者が外国人墓地には眠っている。その意味で、墓地は故人を哀悼する清浄な場であるとともに、歴史の一齣を後世に伝える場であるともいえる。

神戸在住の外国人は、明治10年代までは300～400名程度で推移しており、埋葬者の数もほぼ10名台にとどまっているが、明治20年代後半にはいと急激に在住人口が増加し、700名～900名に達している。また、この時期の埋葬者も20名台に増加していることが分かる。明治28（1895）年には40名の外国人が埋葬されているが（表1）、実はこの年は、神戸でコレラが大流行し、多くの日本人が死亡した年でもある。この年の統計によれば、伝染病患者（コレラ・腸チフス・発疹チフス・ジフテリア・赤痢・痘瘡）の患者数は2,438名、死亡者は1,667名にのほり、そのうちコレラ罹患者は1,811名、死亡者は1,460名で、コレラの死亡率は80.6%に達している。在住外国人においても、おそらくコレラに罹患し、死亡者が増加したものと推察される。同年の5、6月頃からすでにコレラ発生の兆しがあり、伝染の拡大を防止するための対策がとられていたことは、「之が為めに早くも五月各停車場に検疫所を設置し、醫師三名、市吏員一名、巡查一名を出張せしめ、汽車発着毎に乗客に検疫を施し、豫防に怠りなかりしに拘はらず、六月十八日葺合村に於て、二千餘人の健康診断を試みたるに、激烈なる患者五名を発見したりき」<sup>9</sup>という記述からも明らかであり、コレラの流行が猖獗を極めたことが分かる。

すでに述べたように、小野浜外国人墓地の埋葬者は昭和27（1952）年、新設された神戸市立外国人墓地に移され、改葬される。次に、移転時における小野浜外国人墓地の国別改葬者数について検討を加えたい。

## （2）小野浜外国人墓地における特色

表2は、昭和27（1952）年の神戸市立外国人墓地への移転にともなう小野浜外国人墓地の国別改葬者数を示したものである。1位、2位をイギリスと

アメリカが占めており、ポルトガルがフランスに次いで第5位を占めている。ポルトガル、ドイツ（1860年代は領邦国家の集まりで、プロイセンを盟主とするドイツ帝国が成立するのは1871年である）を除いて、いわゆる安政5カ国条約の締結国であるが、ポルトガルからの来日者も居留地時代にもかなりの数に上っていたことが、このことから見てとれる。

改葬者数が圧倒的に多いのはイギリス人であり、全体の43%を占めている。開国・開港の扉を開いたのは、アメリカであったが、アメリカはその後、南北戦争によって経済的にも疲弊し、海外での活動は一時手を引かねばならない状況であった。他方、産業革命を達成したイギリスは、「世界の工場」として安価な機械製品を世界に売り込むため、東洋に新たな市場を求めようとしていた。外国人居留地の区画落札数でも、126区画のうち64区画、全体の半数以上がイギリス商人によって占められており、外国人居留地におけるイギリスの優位性が読みとれる<sup>10</sup>。表2の国別改葬者数においてイギリス人が占める割合が多いのも、居留地におけるイギリスの優位性の一端をあらわしていると考えられよう。

表2 小野浜外国人墓地の神戸市立外国人墓地への移転にともなう国別改葬者数

(単位：人)

順位	国名	改葬者数	順位	国名	改葬者数
1	イギリス	289	11	オーストリア	3
2	アメリカ	122	12	インド	2
3	ドイツ	65	13	スペイン	2
4	フランス	58	14	マラヤ	1
5	ポルトガル	22	15	エジプト	1
6	オランダ	10	16	ベルギー	1
7	白系ロシア	9	17	セイロン	1
8	スエーデン	8		無縁	64
9	デンマーク	7			
10	イタリア	6		合計	671

出所：『小野浜外人墓地移転と修法ヶ原外人墓地開設』神戸市、1952年。

在住外国人の急増にともない、神戸で埋葬される外国人の数も増え、小野浜外国人墓地が次第に狭隘になったため、新たな墓地の必要性が高まってきた。小野浜墓地に代わる墓地として明治32（1899）年7月に造成されたのが、春日野外国人墓地である。

### (3) 春日野外国人墓地の開設

明治32（1899）年7月17日、イギリス・アメリカなど13カ国と締結した新条約によって、居留地は日本政府に返還されることとなった。それにともない、外国人墓地の管理は居留地行事局から神戸市へと移され、以後、神戸市が外国人墓地の管理にあたることとなる。

幕末の開港期、最初に開設された小野浜外国人墓地は、この段階ですでに飽和状態であり、神戸市では新たな墓地を造成する必要があった。そこで、葺合村春日野（現在の神戸市灘区籠池通4丁目）の約3,000坪の土地に外国人墓地を造成する計画が立てられた。これが春日野外国人墓地のはじまりである。春日野墓地については、「三十二年四月外國人との契約により、市は筒井町字筒井一町二反二畝餘の地を以て、新に外國人墓地」と定められ、各国領事と神戸市とのあいだでは「神戸外国人墓地ニ関スル覚書」が交わされた。新たな墓地の造成によって、これ以後、小野浜墓地に埋葬することは禁止されることとなる。なお、小野浜外国人墓地への埋葬禁止に関しては、「九月外國人埋葬規則を制定して其使用料を徴収すること、とし、爾後小野濱なる舊墓地に埋葬するを禁止せるも、先塋の側に埋葬を欲する者に限り、料金を徴して、特に之を許可すること、せり」と記され、特別な場合のみ、有料で埋葬が認められることになった<sup>11</sup>。

神戸市は、春日野外国人墓地開設とほぼ同時に、墓地管理のための規則整備に着手した。明治32（1899）年7月、市会に「外国人埋葬地規則案」（第27号議案）が上程され、原案どおり可決された。この規則では、埋葬地は神戸市役所の主管とすること（第1条）、埋葬地の清掃・補修のため埋葬地管理人を置くこと（第2条）、埋葬のため墓所を必要とする時は死亡者縁故の者が死亡者の国籍・年齢、最終の居住地、埋葬時刻を詳記して市役所に願い出るこ

と（第4条）などが規定され、市長は貧困者に対して塋地借料を減免することができることも付け加えられた<sup>12</sup>。

小野浜・春日野両墓地における埋葬者のなかには、貿易・産業面で近代神戸発展の一翼を担った人びとが多くいる。次節では、これらの人びとの足跡をたどり、検討を加えたい。

## 2. 外国人墓地に眠る人びと

慶応3（1867）年の開港当初から、神戸には多くの外国人が訪れ、競うように居留地内に商館を設け、貿易をはじめとするビジネスを手がけることとなった。外国人たちの活動は神戸の経済・産業面において大きな影響を与えた。彼らが母国からもたらした技術、制度、生活習慣などは次第に日本社会に定着・普及し、それらが多文化都市・神戸の魅力を支える要素にもなったといえる。神戸に居留した外国人たちが西洋と日本とをつなぐ文化的な架け橋となり、日本人と共生しつつ、その後の神戸の都市発展の礎（いしづえ）を築いてきたことは言うまでもない。

ここでは、明治期に神戸を訪れ、神戸でその生涯を閉じ、外国人墓地に眠る人びとに焦点をあて、その足跡をたどってみる。

### (1) E. C. キルビー (Edward Charles Kirby)

イギリス人キルビーは慶応元（1865）年に来日、横浜で雑貨、マッチの輸入に従事したのち、開港まもない神戸に到着し、居留地13番、14番、23番、24番館を入手し<sup>13</sup>、キルビー商会を設立した。キルビーは貿易のみならず、近代化に向けて明治政府が最も重視した造船分野にも着目し、明治11（1878）年、小野浜造船所を設立、神戸で近代的な造船業の基礎を築いた。その後、キルビーは小野浜鉄鋼所で明治15（1882）年、日本最初の鉄製汽船といわれている琵琶湖鉄道連絡船「第一太湖丸」、「第二太湖丸」等を建造したが、不幸なことに、翌明治16（1883）年、軍艦の建造中に経営に行き詰まり、ピストル自殺を遂げている。



## (2) E. H. ハンター (Edward Hazlett Hunter)

ハンターは天保14 (1843) 年、アイルランドのロンドンデリーで生まれた。少年時代にオーストラリアに渡り、仕事を求めて上海・香港へ移り住んだのち、慶応元 (1865) 年、横浜に上陸し、キルビーと知り合った。彼はキルビーとともに神戸にきて、キルビー商会に勤務する。小野浜鉄工所では肥後藩 (熊本県) の木造汽船「舞鶴丸」建造の工事に携わり、その後、ハンターは明治初年、大阪の薬問屋の娘、平野愛子と結婚 (長男、龍太郎生まれる)、明治6 (1873) 年にはキルビー商会を辞め、翌年、居留地29番館を借りてハンター商会を設立し、貿易を開始した。さらに、明治12 (1879) 年には、大阪で材木商を営む財界有力者、門田三郎兵衛の協力で大阪川口に大阪鉄工所<sup>14</sup>を設立、造船業に進出することとなる。この大阪鉄鋼所は近代的造船所に成長し、明治16 (1883) 年、イギリス人技師G. F. コードル (G. F. Codor) の設計・指導のもとに乾ドック<sup>15</sup>が完成している。

また、ハンターは長男・龍太郎とともに機械精米事業にも進出し、精米会社を設立した。彼は外国製の機械を輸入して精米を輸出 (年間1万トン以上) し、外貨を稼ぎ、造船業の危機を乗り切ったことでも知られている。ハンターは、アメリカやタイ (シヤム) から木材を輸入するなどの多角経営を行うことで松方デフレによる不況を回避した。その後、アメリカ留学から帰国した龍太郎に大阪鉄工所を譲り、合名会社・範多商会を設立している。大正6 (1917) 年6月2日、ハンターは神戸で74歳の生涯を終え、外国人墓地に埋葬されている<sup>16</sup>。

## (3) J. マーシャル (J. Marshall)

マーシャルは明治4 (1871) 年2月、兵庫県庁の要請によって横浜から来神した。当時、横浜港長を務め、神奈川港則草案の立案にあたったイギリス人、ホルウキスを兵庫県が雇聘し、港則を起草させていたところ、ホルウキスが横浜に帰任しなければならなくなり、彼が初代神戸港長に推薦したのがマーシャルであった<sup>17</sup>。

マーシャルもまたイギリス人で、もとは大型船の一等航海士であった。ホ

ルウキスはマーシャルの学識と経験を高く評価し、港長に推薦したのである。兵庫県はホルウキスの推薦をふまえ、マーシャルに、港内の実測と港則の立案を委嘱した<sup>18</sup>。「月俸洋銀二百弗、外に港長局新築迄の旅宿料として一ヶ月六十弗を支給して、神戸港内の実測に着手し、港則を調査立案せしめ、屢外國領事との協議を経て、明治七年二月漸く成案十七條を得」とあることから明らかのように、兵庫県はマーシャルの豊かな知識・経験と高い技術力に大いに期待し、月給200ドルという破格の条件を提示している。

近代港湾整備の基礎となる17条におよぶ港則案を策定する一方で、マーシャルは、いわゆる「マーシャル案」と呼ばれる膨大な築港計画を進めた。「潮勢を検測し、築港の經畫に意を潜め、六年十月港湾改築の議を建て、曰く、東舊生田川東堤より、西湊川北堤まで、虹形の石塘を海中に建築し、中間を以て船舶碇繋の港と爲すべし」<sup>19</sup>とあるように、それは、東は旧生田川尻に、西は旧湊川尻に、それぞれ長さ545メートル、頂部の幅7.5メートル、満潮面上2.7メートルの防波堤を築き、165万平方メートルの水面を囲んで港口を575メートル残すというものであった。近代港湾の必須条件である大型船舶の収容を視野に入れ、200隻以上の大型船舶の収容が可能な港湾整備を彼は計画したのである。工費は30万円、工期は2年間と見積られた。この築港計画は、兵庫県令・神田孝平を通じて当時の大蔵卿・大隈重信に上申されたが、残念ながら、政府の政治的・財政的な理由により採用には至らなかった。しかし、近代港湾の基礎をつくったマーシャルの功績はきわめて大きいといわねばならない<sup>20</sup>。

#### (4) ジョン・マールマン (John Mahlmann)

ドイツ生まれのイギリス人・マールマンは、明治4(1871)年、神戸にやって来た。同20(1887)年にはさきのマーシャル港長のあとを引き継ぎ、明治31(1898)年まで第2代港長を務めている。マールマンもマーシャルと同様、神戸港の発展に尽くしたことで知られ、開港規則、船舶検査法の整備など海事法の基礎を築き、日本政府から勲3等を贈られた。その功績は次のように記されている。

マールマンは元來船長として名ありしを以て、西南の役に當り、神戸に其運輸本部の置かる、や神戸九州間の官軍輸送のパイロットとして其重任を果し、或は郵船山城丸の米國航路に就航するや其船長となり、或は港長時代に時砲を發案して市民に正午を知らしめしが、此午砲は大正九年迄繼續し、昭和五年商工會議所前に移して記念物とせられてゐる。尚マールマンの最も力を致せるは開港港則、船舶検査法并に本邦海事法等にして、其功績顯著なるものがあり、爲に遂に外國人として最初の受勲者として勲三等に叙せられたのであった。かくて一時横濱に去りしも、大正十二年以降歸來して御影町城の前に餘生を送り、昭和五年三月九十三歳を以て逝き、春日野墓地に葬られてゐる。蓋し最も縁故ある外人といふべきであらう<sup>21</sup>。

当時、市民に親しまれた正午の砲音は大正9（1920）年に取りやめになったが、その時の大砲は太平洋戦争で金属供出されるまで、商工会議所の前庭に置かれていた。昭和5（1930）年、マールマンは93歳で亡くなっている<sup>22</sup>。

#### (5) シム (Alexander Cameron Sim)

シムはスコットランドに生まれ、明治3（1870）年、長崎を經由して神戸に来た。薬剤師の免状を持っていたため、彼は外国人居留地内の薬局レウリン商会に勤務した後、外国人居留地18番館にシム商会を開設、貿易を開始している。彼はそこで医薬や工業用薬品の輸入・販売経験を生かし、ラムネの製造・販売を手がけ、それがのちに神戸の地でシムの名を広めることとなった。

その販売方法の特色として、当時まだ珍しかったルートセールスがあげられる。これは、小売店に1箱2ダース詰めofラムネをいくつか置いて巡回し、売れた分のみ代金回収を行い、新しい商品を補充するという方法であり、日本では、古くは富山県や奈良県の薬売りの人びとが行っていた販売方法である<sup>23</sup>。シムはこの販売方法で売上げを伸ばしていき、ラムネを神戸に浸透させた。明治33（1900）年、シムは60歳で亡くなったが、外国人墓地の墓碑には、誠実であったその人柄と生き方を偲んで、“True Man”という言葉が記されている<sup>24</sup>。

以上、墓地に眠る外国人たちのなかから、神戸の近代化推進の一翼を担った人びとをあげた。キルビーやシム、ハンターのように、居留地で商館を営んだ外国人もいれば、マーシャルやマールマンのように、港湾の専門的知識・技術を通して近代化に貢献した外国人もいる。彼らに共通するのは、「異国で新しいことに果敢に挑む」挑戦者(challenger)であったこと、そして、冒険(venture)精神に富んでいたことだろう。キルビーが志なかばで挫折した造船事業はハンターに引き継がれ、大阪鉄工所から日立造船所へと成長していく。また、当時は珍しかったルートセールスでラムネを普及させたシムにも、革新的な販売方法を進んで導入してみようとする冒険精神があった。さらには、十分に整備されていなかった神戸港を近代的港湾に整えていったマーシャルやマールマンの手腕も、冒険精神のあらわれであったといえる。

ベンチャー的な仕事はそれ自体リスクが大きく、将来的に成功するのかわかさえ分からない。しかし、彼らは自らの知識や経験をもとに、リスクを恐れることなく新しい産業分野を切り拓き、先導的役割を果たしてきた。彼らが起こした事業や、開発した技術が短期間のものには終わらず、その多くが日本人企業家や日本人技術者に継承され、神戸の経済発展を支えてきたことも看過してはならない点であろう<sup>25</sup>。

### 3. 外国人墓地の歴史的価値

#### (1) 神戸市立外国人墓地の特色

改正条約締結により居留地が撤廃された後は、外国人墓地の管理は神戸市に移った。戦前・戦後を通じて、関西国際委員会<sup>26</sup>をはじめとする団体や遺族・子孫など故人と縁のある人びとと緊密な連携を図りつつ、神戸市は行き届いた墓地管理を行ってきた。現在の神戸市立外国人墓地に関していえば、明治32(1899)年制定の「外国人埋葬地規則」をもとに、昭和39(1964)年3月31日に制定された「神戸市立外国人墓地条例」(条例第100号)および「神戸市外国人墓地条例施行規則」(規則第132号)に基づいて運営・管理が行われている。

神戸市立外国人墓地の特色としてあげられることは、小野浜・春日野とい

う旧墓地エリアにおいて、墓碑・記念碑・慰霊碑などはもちろんのこと、門扉・柵・車止め・階段にいたるまで、当時の姿を損なうことなく移設され、巧みに配置されている点であろう。小野浜区（1区～8区）では埋葬者は国籍ごとに分けられ、600基を超える大小さまざまな墓碑が8つの区に配置されている<sup>27</sup>。また、春日野区については埋葬者が宗教ごと（A1区～D6区および9、11、13、20区）に分けられ、20区に隣接する場所には、国籍や身元の分からない遺骨が納められた無縁墓地が設けられている（表3）。

表3 神戸市立外国人墓地・春日野区における宗教別区割りと改葬者数

区 域	改葬者数 (人)	宗 教
A1区～A5区	207	ヒンズー教、ゾロアスター教、パーシー教、マホメット教、ユダヤ教
B1区、B2区	358	キリスト教（カトリック・プロテスタント）
C1区～C6区	189	ロシア正教、ギリシャ正教、キリスト教（カトリック）
D1区～D6区	462	キリスト教（プロテスタント）
9区	7	ユダヤ教
11区	12	キリスト教（プロテスタント）
13区	10	キリスト教（カトリック）
20区	2	ロシア正教
無縁墓地	159	キリスト教（カトリック・プロテスタント）
計	1,406	

出所：財団法人神戸市公園協会報告書「神戸の外人墓地」1981年をもとに作成

## (2) 名勝指定について

冒頭に述べたように、神戸市立外国人墓地は再度公園のなかに含まれている。再度山の一角は六甲山自然回復の記念地区として、すでに「再度山永久植生保存地」に指定されていたが、平成17（2005）年4月1日、文化財保護法の一部が改正されたことにより、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも登録制度が拡充されることとなった。これを受けて神戸市では、

年度からは、月に1日、事前申し込み者を募集してガイド付きの公開・案内を実施している。

外国人墓地を一般に公開する趣旨の一つは、神戸の都市発展に貢献し、近代化を牽引した多くの外国人の足跡を偲ぶことにある。墓地を訪れる私たちは、長い歴史を刻んできた外国人たちの墓碑をめぐり、その業績や人柄に思いを馳せながら、墓地を通じて多文化共生都市・神戸の歴史の一端にふれることができる。したがって、文化的・歴史的にも高い価値を有する外国人墓地については、近代神戸のあゆみを知る、いわゆる「学びの場」という位置づけがなされていると考えられる。今後は、このような文化的・歴史的遺産をいかに次世代へと継承していくかという点を考慮していくことも重要であり、そのような観点から、外国人墓地は、文化財に対する保護意識を醸成する「気づきの場」としての役割も担っているといえよう。

## おわりに

明治期、外国人居留地が西洋文化や近代技術導入の窓口になり、都市発展に多大な影響を与えてきたことは論をまたない。外国人が居留地に持ち込んだ技術や文化、生活習慣などが定着し、それが伝統的な日本文化と融合・調和することによって、神戸は独自の都市文化を形成してきた。

居留地時代、行事局を中心に行われた外国人による自治行政の精神は、居留地撤廃後、行事局から関西国際委員会に受け継がれ、同組織は神戸における外国人コミュニティの草分けとして、外国の人びとの生活をバックアップしてきた。神戸には、教会、外国人クラブ、病院、外国人学校など、国籍や宗教が異なる外国人が不安なく暮らしていくための基本的施設や、日々の生活に楽しみをもたらす文化・レクリエーション施設が早くから整備されてきた。こうしたことが彼らの神戸永住を決定づける要因となり、多文化共生社会の原点となっていたともいえる。

本稿では、小野浜、春日野、そして両墓地が移転された現在の神戸市立外国人墓地を取り上げ、それぞれの歴史的経緯を明らかにするとともに、外国人墓地に眠る人びとについて、その足跡を辿ってみた。近代神戸の基礎を築き、

## 論文

都市発展に貢献した人びとは今、遠く海を望む再度山の中腹、緑深い修法ヶ原の地に眠っている。外国人墓地は、そのような都市文化の基礎を築いた外国人たちが神戸の地で懸命に生きた足跡を残す最後の場所であるといえる。

小野浜・春日野の両墓地が移転した現在の神戸市立外国人墓地には、二つの旧墓地のもつ記憶が重ねられ、神戸が歩んできた都市発展の歴史を垣間見ることができる。旧墓地を構成するさまざまな要素が小野浜区、春日野区という区割りのなかで再構築されることにより、墓地という空間が近代神戸の歴史的記憶を表象する場となっている。そのような意味で、外国人墓地は個人的な追慕空間であると同時に、神戸という都市の記憶を共有する「集合的記憶」の場であると考えられる。外国人墓地は、近代神戸の記憶を呼び覚まし、その都市発展の諸相を読み解いていくという重要な役割を担っているといえよう。

## 〔注〕

- 1 神戸市教育委員会・神戸市建設局『名勝再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地 保存管理計画策定報告書』、2009年、12頁。
- 2 昭和27（1952）年、神戸市立外国人墓地の新設にともない、小野浜外国人墓地にあった墓碑671基の新墓地への移転が行われた。続く昭和36（1961）年には春日野墓地の移転も決まり、同年8月、旧春日野墓地にあった1,406基の新墓地への移転が完了した（財団法人神戸市公園協会報告書『神戸の外人墓地』1981年による）。
- 3 『法規分類大全』第1編外交門4、内閣記録局編集、1891年、241頁。
- 4 イギリス海軍大尉A. H. ターナー（1867年12月19日心臓病で死亡）、アメリカ水兵J. マッカーティ（1867年12月22日死亡病名不明）、アメリカの見習軍医C. H. ペイジ（1867年12月24日肺結核で死亡）、イギリス水兵W. コリンズ（1869年12月26日死亡、病名不明）の4人である。
- 5 *The Japan Chronicle Jubilee Number 1868-1918*（堀博・小出石史郎共訳『神戸外国人居留地』（新版）神戸新聞総合出版センター、1993年、邦訳46－47頁）。
- 6 彼ら12人の遺体は小野浜墓地に葬られ、遭難記念碑が建立された。のちに現在の外国人墓地にそのまま移設改埋されたが、ペル少将と副官の墓碑は、小野浜埋葬後に本国に移したために存在せず、10人の水兵の墓碑と記念碑が今も残されている（谷口利一『神戸外国人墓地物語 使徒たちよ眠れ』神戸新聞出版センター、1986年、22－24頁）。
- 7 同上書、19－29頁及び、堀博・小出石史郎共訳、前掲書、50－54頁。なお、

- この事件を取り扱ったものに大岡昇平『堺港攘夷始末』（中公文庫）がある。
- 8 11人の遺体は神戸に運ばれ、小野浜墓地に埋葬された。フランス公使ロッシュの抗議により関係者の断罪、遺族扶助料15万ドルの賠償、政府と藩主の謝罪が求められ、政府はフランス側の要求を全面的に受け入れた。3月16日、堺の妙国寺で隊長箕浦猪之吉ら20人の切腹を執行中、11人目で立ち会いのフランス艦長が中止を申し出て、残りの9人は切腹をのがれている。
  - 9 村田誠治編『神戸開港三十年史 坤』開港三十年紀年会、1898年、536—537頁。
  - 10 第1回競売（1868.9.10）では36区画が落札された。以後、第2回（1869.6.1）では25区画、第3回（1870.5.16）では60区画、第4回（1873.2.7）では5区画が落札されているが、いずれの回においてもイギリスの落札区画数が最多である（神戸市役所編『再版 神戸市史 本編各説』、1923年、653-664頁及び、神戸外国人居留地研究会編『神戸と居留地—多文化共生都市の原像』神戸新聞総合出版センター、2005年、36頁）。
  - 11 神戸市役所編『神戸市史 本編各説 下』、1924年、411頁。
  - 12 神戸市会事務局編『神戸市会史 第1巻 明治編』神戸市会事務局、1968年、1109頁。
  - 13 各300坪、計1,200坪である（神木哲男・崎山昌廣編著『神戸居留地の3/4世紀—ハイカラな街のルーツ』神戸新聞総合出版センター、1993年、141頁）。
  - 14 大阪鉄工所は大正3（1914）年まで龍太郎が経営、その後、株式会社となり、日立製作所から現在の日立造船株式会社となる。
  - 15 船の建造や修理・塗装の際に、入口を閉じて中の海水を排出できるようにした装置。大型船舶の建造・修理には必要不可欠である。
  - 16 E. H. ハンターの墓碑（1917.1.29）には、「造船業の発展に寄与 明治12年大阪鉄工所設立（日立造船所の前身）」という内容が記されている（神戸市教育委員会・神戸市建設局、前掲書、16頁）。
  - 17 谷口利一、前掲書、47頁。
  - 18 マーシャルが港長に任命された経緯については、「ホルウキスは明治三年横濱に来れる英國人ジョン・マルシャルの學識經驗共に淺からざればとて、同人を兵庫港長に推薦せしに、兵庫縣にても年を逐ひ外國船の出入多きを加へ、内外交渉繁多となり、日本官吏のみにては不便甚だ多きを遺憾とせる際なりしかば、ホルウキスの推薦を容れて、直ちに外國領事と交渉し、（中略）四年二月十八日許可を得て、始めてマルシャルを港長に任じ、月俸洋銀二百弗、外に港長局新築迄の旅宿料として一ヶ月六十弗を支給して、神戸港内の實測に着手し、港則を調査立案せしめ、屢外國領事との協議を経て、明治七年二月漸く成案十七條を得、兵庫縣知事神田孝平は同月五日之を外務省に上申せり」と記されている（神戸市役所編、前掲書、678頁）。
  - 19 村田誠治編『神戸開港三十年史』開港三十年記念會、1898年、526頁。
  - 20 鴻山俊雄『神戸の外国人—外国人墓地と華僑風俗』華僑問題研究所、1984年、



- 39頁 及び、谷口利一、前掲書、47-55頁。
- 21 神戸市役所編『神戸市史 第二輯 本編各説下』1934年、972頁。
- 22 谷口利一、前掲書、56頁。
- 23 神木哲男・崎山昌廣編著『神戸居留地の3/4世紀—ハイカラな街のルーツ』神戸新聞総合出版センター、1993年、152-154頁。
- 24 谷口良平「修法ヶ原の『神戸市立外国人墓地』に眠る人々」資料より（神戸外国人居留地研究会1月例会、2008年1月26日、神戸市立博物館）。シムの墓碑（1910.11.28）には、「外国人居留地の消防隊長、外国人スポーツクラブKRACを創設、神戸国際委員」という内容が記されている（神戸市教育委員会・神戸市建設局、前掲資料、16頁）。
- 25 神木哲男・崎山昌廣編著、前掲書、154頁。
- 26 関西国際委員会（The International Committee of The Kansai, 略称ICKAN）は居留地時代の行事局にそのルーツをもつ。居留地返還後も神戸には多数の外国人が在住していたため、その生活を支援し、外国人側と日本人側との緊密な意思疎通を図る必要があった。そこで、双方の交渉・交流の円滑化を図り、さまざまな問題に対応するために新たに設けられたのが、相談委員（Advisory Committee）である。明治41（1908）年には、相談委員の名称が神戸国際委員会（The Kobe International Committee）と改称され、その主な活動として、外国人墓地の管理、日本人と外国人双方が利用する遊園地の管理、在住外国人の福祉に関しての日本政府との調整などが定められた。その後、当組織は昭和16（1941）年の太平洋戦争勃発とともに解散を余儀なくされ、終戦直後は、外国人への食料・衣類の配給調整、連合軍政府への補助などを目的に国際救援委員会が結成され、それが戦前の神戸国際委員会再建へと発展していった。終戦から2年後の昭和22（1947）年には神戸国際委員会が再び設立され、その後、阪神国際委員会（The Committee of Kobe & Osaka）と改称された。主な活動は、(1) 阪神間の外国人居住者の福祉に関する活動、(2) 外国人墓地と遊園地に関する活動、(3) 外国国籍をもつ貧困者の支援活動などであり、総会で選出された11名によって構成され、阪神間在住の外国人たちの生活を支援することとなった。同委員会はその後、昭和50（1975）年3月の定例総会で関西国際委員会（The International Committee of The Kansai, 略称ICKAN）と改称され、現在に至っている（財団法人神戸市公園協会、前掲報告書による）。
- 27 『小野濱外人墓地移轉と修法ヶ原外人墓地開設』神戸市、1952年
- 28 同時に再度公園及び再度山永久植生保存地の登録記念物の指定が取り消された（神戸市教育委員会・神戸市建設局、前掲書、5頁）。

## 〔参考文献〕

神木哲男・崎山昌廣編著『神戸居留地の3/4世紀—ハイカラな街のルーツ』神戸

新聞総合出版センター、1993年

楠本利夫『国際都市神戸の系譜』公人の友社、2007年

神戸外国人居留地研究会編『神戸と居留地—多文化共生都市の原像』神戸新聞総合出版センター、2005年

神戸外国人居留地研究会編『居留地の窓から—近代神戸の歴史探究』神戸新聞総合出版センター、2011年

神戸市教育委員会・神戸市建設局『名勝再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地 保存管理計画策定報告書』、2009年

財団法人神戸市公園協会報告書『神戸の外人墓地』1981年

神戸市役所編集・発行『再版 神戸市史 本編各説』1923年

神戸市会事務局編『神戸市会史 第1巻 明治編』神戸市会事務局、1968年

神戸市会事務局編『神戸市会史 第3巻 昭和編(1)』神戸市会事務局、1973年

神戸市会事務局編『神戸市会史 第4巻 昭和編(2)』神戸市会事務局、1978年

神戸市役所編『神戸市史本編各説 下』神戸市、1924年

神戸市編『小野濱外人墓地移転と修法ヶ原外人墓地開設』神戸市、1952年

神戸市編『神戸人口統計書』各年版

鴻山俊雄『神戸の外国人—外国人墓地と華僑風俗』華僑問題研究所、1984年

新修神戸市史編集委員会編『新修神戸市史 行政編Ⅱくらしと行政』神戸市、2002年

新修神戸市史編集委員会編『新修神戸市史 産業経済編Ⅲ』神戸市、2003年

新修神戸市史編集委員会編『新修神戸市史 歴史編Ⅳ近代・現代』神戸市、1994年  
谷口利一『使徒たちよ眠れ—神戸外国人墓地物語』神戸新聞出版センター、1986年

内閣記録局編『法規分類大全』第1編外交門4、1891年

村田誠治編『神戸開港三十年史』開港三十年記念會、1898年

*The Japan Chronicle Jubilee Number 1868-1918* (堀 博・小出石史郎共訳『神戸外国人居留地』新版、神戸新聞総合出版センター、1993年)

Philip A. Campanella "The International Committee of the Kansai Annual general meeting of 1980 and A brief account of the International Committee of the Kansai 1899-1980", Printed & distributed by The International Committee of the Kansai, 1980.

Harold S. Williams "The Foreign Cemeteries of Kobe and Osaka" Printed & distributed by The International Committee of the Kansai, 1978.

阪上栄太郎「神戸の外人墓地」(神戸市紀要『神戸の歴史』第5号、1981年、所収)

谷口良平「修法ヶ原の『神戸外国人墓地』に眠る人々」(神戸外国人居留地研究会例会報告資料、2008年1月26日、神戸市立博物館)

神戸市ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/culture/leisure/history>